


那覇市長　知念　覚　殿

# 那覇市こどもの権利条例（素案）についての意見書

令和７年１２月２５日

こどもの権利ネットワークおきなわ
代表理事　山﨑　新
理事　　上野　さやか
理事　　島村　聡
理事　　鶴田　厚子
理事　　横江　崇

## 第１　意見の趣旨

１　こどもの参加と意見反映の機会を再構築すべきであること

那覇市こどもの権利条例（素案）（以下「条例案」という。）は、こどもの権利に関する那覇市の基本姿勢を定め、市の施策全体に影響を及ぼす重要な規範である。

したがって、その策定は、こどもの権利条約及びこども基本法の理念に則り、こどもの参加と意見反映が実質として担保されたプロセスによって行われなければならない。

しかし、現状の策定プロセスでは、こどもの意見聴取結果及び参加プロセスが十分とは言い難く、こどもが「自分たちのための条例である」と実感できる主体的参加と、その意見がどのように条例案へ結びついたのかが明確ではない。

よって、条例案は一度立ち止まり、こどもの参加と意見反映の機会を再構築した上で、全面的に起草し直すべきである。

２　こどもの声の反映の仕組みの明確化

(1)　こどもの声を継続的に把握して施策等の改善につなげる仕組み

条例策定時に一度意見を聴くだけでは不十分である。こどもの時代は短く、生活環境や課題は変化し続ける。

したがって、条例及びこどもに関する施策・計画の策定、実施、点検・評価、見直し（改定）の各段階において、こどもの声を継続的に把握し、改善につなげる仕組みを条例上明確に位置付けるべきである。

(2)　こどもの意見の反映の整理、公表、フィードバックの仕組み

意見聴取を実施する場合は、単なる「聴取」にとどめず、どの意見がどの条文・施策にどのように反映されたか（反映されない場合はその理由）を整理し、公表するとともに、こども本人にも分かる方法で提示（フィードバック）する仕組みを、条例上の義務として明記すべきである。

3　条例案の前文について

条例案の前文は、こどもを「権利の主体」として明確に位置付け、こどもの主体性と参画を後押しする「約束の言葉」としてのメッセージ性が弱い。むしろ「制約」や「未熟さ」を強調する大人中心の視点に偏っており、こどもの権利条約が示す精神に逆行するおそれがある。

よって、前文は、こどもを「今この瞬間を生きる権利の主体」として正面から肯定し、こどもに語りかける構成へ全面的に改めるべきである。

4　こどもの権利の明文化について

こどもの権利の明文化は、条例の核である。こどもの権利を社会全体に根付かせるため、条約の理念、とりわけ「意見の尊重（参加）」の柱を中心に、こどもにも大人にも分かりやすい形で、権利の内容をより明確に、より強く位置付けるよう、子どもの声を反映させながら構成・表現を再検討すべきである。

5　結論

以上の再構築（策定プロセスの再設計、こどもの声の反映の仕組みの明確化、前文の全面修正、権利明文化の強化）が完了するまで、条例案の拙速な確定・提出は見送るべきである。

## 第２　意見の理由

### １　策定プロセスにおける法的義務（こども基本法第１１条）の観点

令和５年４月施行のこども基本法第１１条は、施策の策定に当たり、こどもの意見を反映させるために必要な措置を講じることを求めている。

しかし、条例案の策定過程は、形ばかりの意見聴取に留まり、こどもたちが「自分たちのための条例である」と実感できる主体的な参加が十分に保障されているとは言い難い。大人が都合よく解釈した「反映」ではなく、こどもたちの真実の声がどの条文にどのように結びついたのかを明らかにすべきである。

さらに、意見募集・聴取の方法、参加者の属性の偏りへの対策、及び意見の取扱い（採否と理由）を、こどもにも理解できる形で整理し、公表・提示することまでを制度として担保すべきである。これにより、こども基本法第１１条が求める「意見の反映」が、形式ではなく実質として確保される。

### ２　前文における「こどもの主体性」の欠如

(1)　前文の重要性

法規における前文は、一般に制定の由来・経緯と基本原理を述べるものであり、各条文の解釈基準となり得る。とりわけ自治体の基本的姿勢を示す条例において、前文は住民・行政が共有すべき価値と約束を言語化する役割を担う。

(2) 条例案前文の問題点

先行する多くの自治体（世田谷区、川崎市、その他多数）では、前文の中にこどもたちの意見交換会で出た言葉を散りばめたり、こどもたち一人ひとりに語りかける構成を採用している。特に川崎市の前文は、こどもを「権利の主体」として明確に位置付け、こどもを大人とともに社会を構成するパートナーとして捉え、社会の形成に参加する権利を丁寧に言語化している。

これに対し、条例案の前文は、権利を語る冒頭で「制約」を強調し、こどもが社会を共につくる主体であるというメッセージが弱い。那覇市が制定する条例として、こどもに語りかけ、主体性と参画を後押しする前文へ改めるべきである。

条例案の前文は、こどもを「未熟ゆえに制約を受けるべき存在」や「守られるべき対象（客体）」として捉える大人の視点に偏っている。これは、こどもを「今この瞬間を生きる権利の主体」と考えるこどもの権利条約の精神に逆行する。権利を語る冒頭で「制約」を強調し、こどもが社会を共に創る主体であるというメッセージが弱い。

この点について、例えば、以下のとおり問題点を指摘することができる。

| 条例案（事務局案） | 問題点 | 修正の方向性（対案） |
|---|---|---|
| 「いまだ成長の過程にあるからこそ」 | こどもを「不完全な人」と見なす欠陥モデルの視点である。 | 「今を生きる一人の人間として、かけがえのない価値を有しており、」 |
| 「大人とは異なる制約を受けることがあります」 | 権利を語る冒頭で「制限」を強調しており、パターナリズム（大人による支配）が強い。 | 「こどもがその権利を最大限に行使できるよう、社会全体でその環境を整え、」 |
| 「心身の発達や社会への理解が進む段階にある」 | こどもの「未熟さ」を強調し、その意見や感性の価値を低く見積もっている。 | 「こども独自の豊かな感性と視点を尊重し、共に社会を創るパートナーとして、」 |
| 「（権利は）生活をより心豊かなものにする礎となります」 | 権利の保障を「生活の質の向上」という手段に留めており、基本的人権としての重みが欠けている。 | 「権利の保障は、こども自身が自らの人生の主人公として生きるための揺るぎない正義である」 |
| 「意見を述べる権利」 | 「述べる」という行為に限定され、その意見が社会に影響を及ぼす「参加」の視点が弱い。 | 「自らの意見を表明し、それが尊重され、社会の形成に参画する権利」 |

また、前文が「誰に向けて書かれているか」が不明確であり、こどもが読んでも「自分たちのことが書かれている」と実感できる要素が乏しい。主語の曖昧さによ

り、権利保障の根幹である「義務者（大人・行政）と権利者（こども）」の構図が見えにくい。

さらに、那覇市が制定する条例として、こどもに語りかけ、主体性と参画を後押しする前文へ改めるべきである。加えて、那覇の歴史や文化と権利保障の決意を結びつけるなど、「那覇市らしさ」を反映した前文とすることが望ましい。

(3) 前文修正の方向性（要旨）

「未熟さ」や「制約」を前面に置くのではなく、上記のとおり、こどもを権利の主体として肯定し、意見表明と参画が尊重されること、社会全体がその環境を整える責務を負うことを、こどもにも伝わる言葉で示すべきである。

**3　こどもの権利の明文化の重要性**

こどもの権利を総合的に保障する条例は、こどもの権利条約に基づく権利を社会全体に根付かせることに重要な意義がある。そのため、こどもの権利を、大人にも、こどもにも分かりやすく明確に伝えることが必要である。

条例にこどもの権利を列挙する場合、条約上の権利の一部しか書ききれないことがあり、その結果、自治体が果たすべき責務の射程を矮小化しかねない点に留意が必要である。条約の理念、とりわけ「意見の尊重（参加）」を中心に据え、こどもが理解し、必要なときに使える権利として明確化されるべきである。

加えて、児童虐待や不登校等が深刻化する中、安心して過ごすことができる居場所の保障、権利侵害から速やかに回復するための適切な援助及び保護を受ける権利等、こどもの生活実態に即した権利の言語化も検討されるべきである。

**4　本条例の問題点（各論）について**

条例案の条文ごとの具体的な問題点（各論）は、論点が多岐にわたり、本文の主眼（策定プロセス、こどもの声の反映の仕組み、前文、権利の明文化）を明確に保つ必要があるため、別紙に整理して提出する。

## 第3　結語

日本国内では、平成１２年の川崎市を皮切りに、令和７年４月現在、既に 81 の自治体（総合的条例）がこどもの権利条例を制定している[1]。これらは、各地域でこどもや市民が数年かけて議論を積み上げ、こどもの主体性をどう担保するかを模索してきた「知の集積」である。しかし、条例案は、極めて抽象的かつ精神論的な内容に留まっており、これら先行自治体の到達点に全く及ばない。

---

[1] 子どもの権利条約総合研究所
https://npocrc.org/comitia/wp-content/uploads/2025/04/jorei2504.pdf

こどもの権利条例は、単なる文書ではない。これは、この街に生きるこども一人ひとりに対し、「あなたの尊厳と声を何よりも大切にする」という自治体の約束と誓いである。

その約束が実効性を持つためには、こどもの参加と意見反映が制度として担保され、前文がこどもの主体性と参画を力強く肯定し、権利の明文化が分かりやすく明確に示されていなければならない。

以上の観点から、那覇市において、こどもの声が響き、こどもが自らの人生の主人公として歩み出せるような、情熱と実効性ある条例へと抜本的に再構築することを強く求める。

以　上

（別紙）

## 那覇市こどもの権利条例（素案）の問題点（各論）

1　こどもの権利の定義及び「こどもの権利が認められる」との表現について

(1)　こどもの権利の定義について

条例案第１条は、「こどもが権利の主体であること及び心身の発達の過程にあるこどもにとって特に大切な権利（以下「こどもの権利」という。）の内容を明らかにし」と規定する。

この部分の表現が非常に分かりづらいが、「心身の発達の過程にあるこどもにとって特に大切な権利」が「こどもの権利」だと定義付けているように読める。「心身の発達の過程」という表現の問題については、上記のとおりであり、この点を措くとして、「こどもにとって特に大切な権利」が「こどもの権利」というのはどのよう理解に基づくものであろうか。こどもの権利の定義付けが不明確である。

(2)　「こどもの権利が認められる」との表現について

条例案において、「こどもの権利が認められる」という表現が多用されている（第８条、第９条、第１１条、第１２条）。

しかし、こどもの権利は認められるものではない。こどもに権利はある。誰もが生まれながらにして持っているものが人権であり、こどもの権利も同様である。認める、認めないというものではない。権利があることを前提として、権利を保障すること、尊重することが図られなければならないのであり、「こどもの権利が認められる」という表現を使っていること自体、権利の認識を誤っている。

条例案では、「こどもの権利が認められる」ことを理解しなければならないと規定しているが、理解しなければならないのは、こどもが権利の主体であることや子どもの意見表明権等のこどもの権利の内容についてである。

2　こどもの権利保障のための施策を実施する根拠規定（市の責務）

子どもの権利条約第４条では、条約の締結国に対し、条約の実施義務を課している。この実施義務を負っているのは政府であるが、実施義務の内容を具体化する際には、その権限において自治体が果たさなければならないものもある。憲法原則上、国と自治体は対等なものであり、こどもに関する事柄の多くは自治体の権限に属することを考えると、政府が負っている義務とは別に、自治体にも条約の具体的実施に果たす責務があるといえる。また、こどもの権利保障を現実的に進めるとなると、こどもが現に生活している身近な場や地域における権利実現こそが重要であり、地域社会に責任を負う自治体こそがこの分野で果たすべき役割が極めて大きい。

このようなことから、市は、子どもの権利保障の実施義務があるというべきであり、こどもの権利に関わるあらゆる施策を通じてこどもの権利保障に努めることを市に義務付けることを明確にしなければならない。

この点、条例案は、第１０条で「市の役割」として、「市は、こどもが権利を保障され、健やかに成長できる社会を実現するために、こども、保護者、育ち学ぶ施設及び大人と連携を図りながら、こども施策を総合的に実施するものとする。」と規定する。市が「子ども施策を総合的に実施」することを確認していることは評価できるが、「役割」ではなく「責務」と明記すべきである。

これについて、以下の表現が参考となる。

| |
|---|
| 「区は、第３条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利保障に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」（杉並区子どもの権利に関する条例第６条） |

また、条例案は、「こども、保護者、育ち学ぶ施設及び大人と連携を図りながら、」と規定するが、こどもは権利を行使する主体であり、市が責任を持って子どもの権利保障のための施策を実施することを確認する上で、こどもとの連携を記載すべきではない。上記のとおり、子どもの権利保障の実施義務を負うのは、政府や自治体であり、子どもの権利保障のために連携や協力をすべきは、第一義的には、国、県、他の地方公共団体である。このようなことから、連携について規定するのであれば、「国、沖縄県、他の地方公共団体、その他関係機関と連携して」とすべきである。

３　意見表明や社会参加

条例案第１４条は、「子どもの意見表明権の保障のための施策」として、「市は、第７条に規定するこどもの意見を述べる権利を保障するために、必要な施策を推進するものとする。」と規定する。

しかし、こどもの意見表明や社会参加についての規定として不十分である。

こどもの意見表明や社会参加が重要であるところ、地域づくり、まちづくりを推進する意味でも、条例によって地域社会でこどもの意見表明や社会参加を保障することは、よりよい効果が期待できる。

このようなこどもの意見表明や社会参加の視点から、条例において、こどもの権利保障のための施策、計画の立案、実施につきこどもに意見表明の機会を確保するための規定を設けたり、こどもが施策などに意見を表明するためのこども会議などを開催する旨の規定を設けるべきである。

具体的には、以下のような規定が考えられる。

「市は、様々な場面や機会で、こどもの多様な意見や思いを受け止め、対話しながら、こどもとともにこどもの権利を実現する。」
「こどもの支援に当たっては、こどもが、その成長段階に応じて、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。」
「市は、こどもの社会参加を促進するため、こどもが市政等について市民として意見を表明する機会の提供、こども同士の交流の機会の提供、こどもの活動拠点での運営などについての意見を表明する機会の提供等、こどもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。」
「市は、施策を実施するに当たり、こどもの意見を聴くとともに、その意見については、こどもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重し、こどもにとって最もよい事を第一に考えて施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」
「市は、こどもに関わる事項を検討する審議会等に関して、こどもの参加について配慮するよう努めるものとする。」
「市は、こどもに関する施策について、こどもが意見表明をし、参加する場として、那覇市こども会議（仮称）を置くものとする。」

4　相談救済機関の設置

条例案には、相談救済機関についての規定がない。

権利が保障されるということは、権利が侵害されたときの救済システムが整うことにより全うされる。逆にいうと、権利侵害に対する救済が不十分では、十分な権利保障はなしえない。こどもの権利を保障するということは、こどもの権利救済システムを構築するということであり、自治体においてそのような機関を設置する必要があり、条例で明記する必要がある。

また、上記救済機関設置にあたり、こどもの権利についての専門性を確保すること、救済機関の調査に市が協力することを義務付けること、救済機関が自治体に対して行った警告や勧告などの公表についても条例で規定することが考えられる。

具体的には、以下のような規定が考えられる。

「1　市は、何人もこどもの関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実を図るものとする。
2　市は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。」
「虐待、体罰、不当な差別、いじめ、貧困等による人権侵害を受けた、若しくは受けているこども又は当該こどもにかかる保護者は、那覇市オンブズパーソン（仮称）に対し、その救済を求めることができる。」

5　啓蒙啓発

条例案には、こどもの権利の普及啓発についての規定がない。

こどもの権利を総合的に保障するための条例は、憲法や条約に基づくこどもの権利を社会全体に根付かせることに重要な意義がある。そのため、こどもの権利を、大人にも、こどもにもわかりやすく明確に伝えることが必要であり、そのための普及啓発の活動が極めて重要となる。

そこで、こどもを含めて市民全体がこどもの権利を知るために、市が積極的に広報や普及啓発活動を行わなければならず、市において、こどもの権利を広報、普及啓発する義務があることを独立の条文として規定するべきである。

具体的には、以下のような規定が考えられる。

「１　市は、こどもの権利について、こどもが理解を深められるよう、必要な広報その他啓発活動に務めるとともに、これを学習するための必要な支援を行うものとする。
２　市は、こどもの権利について、保護者、こども関係施設及びその職員、市民並びに事業者の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。」
「市は、広く市民にこどもの権利に対する理解と関心を深めるため、１１月２０日（仮）を那覇市こどもの権利の日と定める。」
「市は、周知及び啓発の一環として、那覇市こども週間を設ける。市は、こども週間にふさわしい事業を行うものとする。」

６　こどもの役割について

条例案第８条は、「こどもの役割」として、「こどもは、自分にこどもの権利が認められることを理解し、及びこどもの権利を有する自分を大切にするものとする。」「こどもは、自分以外のこども及び大人にも権利が認められることを理解し、及びこれらの者を一人の人間として尊重するものとする。」と規定する。

しかし、この条項は全く不要であり削除すべきである。

このようなことは、こどもの権利保障の取組みの中で、必要に応じてこどもたちに感じてもらうことであり、こどもに義務を課すような形で規定すべきではない。また、「自分を大切にする」ということは道徳的価値観に基づくものであり、権利と道徳を混同している現れである。こどもの権利保障のための条例なのであるから、権利保障を徹底すべきである（第５条５号における「自分を大切にしながら」という表現についても同様の問題があり、削除すべきである。）。

７　基本理念

条例案は、第２章として「権利の主体」を掲げ、第３条に「こどもは、生まれながらにして権利の主体であり、独立した人間として尊重される。」と規定する。

この点、こどもを権利の主体することを明記すること自体は、意義あるものと考えられる。

しかし、第２章は第３条のみで、第３条の条項も簡潔なものであり、わざわざ「権利の主体」という章を設ける意義を見出せない。また、第１条の「目的」においても、「こどもが権利の主体であること」が述べられている。

第３条においては、「基本理念」を定めるべきである。先行する自治体において、基本理念は、子どもの権利条約の４原則（①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達の権利、④子どもの意見の尊重）に基づき定めているところが多く、例えば、以下のとおりである。

これについて、以下の表現が参考となる。

「第３条 子どもの権利の保障は、次に掲げることを基本理念として進めるものとする。
（１）子どもを権利の主体として尊重すること。
（２）子どもがいかなる差別も受けることがないようにすること。
（３）子どもにとって最もよい事とは何かを第一に考えること。
（４）子どもがその命を守られ、愛され及び保護され、並びに心身ともに健やかに育つことを保障すること。
（５）子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長及び発 達の段階、個性等を踏まえて尊重すること。」（国立市こども基本条例第３条）

その他、以下のように具体的に定めることも考えられる。

「第３条 全てのこどもや若者が自分らしく健やかに成長し自立するための支援に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなりません。
（１）全てのこどもや若者について、誰一人取り残されることなく、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、それぞれの個性によって差別的な扱いを受けることがないようにすること。
（２）全てのこどもや若者について、心身の成長及び人格の形成に影響を与える虐待及びいじめ、体罰及び不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪及び性暴力、差別等（以下「虐待等」といいます。）から守られるとともに、虐待等を受けた場合には保護され、必要な支援を受けることができること。
（３）全てのこどもや若者について、その存在を受容され、自尊心が育まれるとともに、社会の一員として必要とされることで得られる安心感を養えるよう、愛情深く養育されること。
（４）全てのこどもや若者について、発達及び理解の程度に配慮して、意見を形成し、表明するための支援や意見を表明する機会及び社会参画の機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、一人一人の最善の利益が優先して考慮されること。
（５）病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要なこどもや若者について、個々の状況に応じた配慮がなされること。
（６）社会生活を円滑に営む上で困難を有するこどもや若者について、必要な支援を受けることができること。
（７）こどもの養育は家庭を基本としつつ、社会のあらゆる分野において、その構成員が、こどもの養育に関する理解を深め、それぞれの立場でその役割を果たすとともに、こどもを養育する家庭に対する必要 な支援を行うことにより、こどもが健やかに成長する環境

を整えること」（千葉市こども・若者条例第３条）

8　こどもの権利の明文化

こどもの権利を総合的に保障するための条例は、子どもの権利条約に基づくこどもの権利を社会全体に根付かせることに重要な意義がある。そのため、こどもの権利を、大人にも、こどもにもわかりやすく明確に伝えることが重要である。

このような観点から、保障すべきこどもの権利を明文化することが求められる。

この点、条約が定めるこどもの権利の内容が明らかとなっており、日本は、条約を批准し、条約上の権利をあらゆる方法で全力を挙げて保障する義務を負っている（条約第4条）。そこで、条例上のこどもの権利は条約で保障された権利と定義するのが論理的である。

そして、条例にこどもの権利を列挙する場合、条約上の権利の一部しか書ききれないことがあるが、その結果、本来条約で定められた権利の全てについて施策を行うべき自治体の責務を矮小化しかねない。この点についても留意しつつ、条例の文言としてこどもの権利を細かく明文化することも検討される。

上記以外にも、児童虐待や不登校の問題が深刻化している中、安心して過ごすことができる居場所があること、いじめや虐待など権利の侵害を受けたこどもについて、そのような状態から速やかに回復できるよう適切な援助及び保護を受けることができること等についても、こどもの権利として規定することが考えられる。

この点、本条例は、第３章「こどもの権利」として、第４条から第７条に子どもの権利の具体的内容が記載されているところ、なぜ、こどもの権利としてこれら項目を明文化したのかが不明である。条約に基づくこどもの権利を社会全体に根付かせるために、こどもの権利について、どのような項目をどのように規定するかは、極めて重要なことであり、子どもの声を反映させながら慎重な検討が必要であるが、本条例はそのプロセスを経ているとは言えず、検討も不十分だと言わざるを得ない。

9　対象年齢

条例案第２条１号は、「こども」を「１８歳未満の者をいう。」と規定する。

この点、こどもを定義する際の対象年齢について、条約においては、適用対象年齢を１８歳未満としている（条約第１条）。また、児童福祉法上、「児童」は１８歳までである（同法第４条）。

他方で、条約は、条約のいかなる規定も、ａ）締約国の法律、ｂ）締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であってこどもの権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではないと規定している（条約第４１条）。

そして、ども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」としており、（こども基本法第２条１項）、１８歳を基準としていない。

１８歳、１９歳でも虐待に苦しみ、支援が必要なこどもが少なくない。児童福祉法上の対象が１８歳未満となっているがゆえ、虐待を受けながらも児童相談所の保護や援

助が受けられない１８歳、１９歳のこどもがいる。そのようなこどもについても対象とすることが考えられる。

この点、名古屋市が定めている「なごやこども条例」、川崎市が定めている「川崎市こども権利に関する条例」、奈良市が定めている「奈良市こどもにやさしいまちづくり条例」等は、こどもの定義を以下のような文言にしており、参考になる。

| １８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者 |
|---|

10　保護者支援

条例案には、保護者支援の規定がない。

この点、こどもの第一義的な養育責任が保護者にあり、子どもの権利保障のために、保護者が果たすべき役割が大きいところ、行政は、子どもの権利保障のために、養育責任を負う保護者を支援すべきである。保護者が安心して、自分らしく、幸せに生活できなければ、子は幸せにならない。保護者は、必要な支援を受ける権利があるのであり、市は保護者を支援する責務がある。保護者の責務と行政による保護者支援はセットであるべきであり、条例上にこのような保護者支援を行うことを規定するべきである。

11　こども政策審議会について

条例案は、第６章で「こども政策審議会」に規定し、第１５条から第１９条まで子ども政策審議会の規定が定められている。

この点、こども政策審議会に上記のこどもの相談救済機関として機能を持たせるのであれば、この条例に入れ込む意義があるが、そうでないのであれば、この条例において、こども政策審議会の規定は不要である。本条例は、こどもの権利保障に特化した条例であるべきであるところ、こども政策審議会の意義は、この条例とは別にある。

12　その他の規定について

市が子どもの権利保障のために特に実施すべき施策、例えば、こどもの居場所設置、虐待防止、暴力や体罰、いじめ防止、貧困対策、困難を抱えたこどもや、障害やLGBTQ、外国籍等配慮が必要なこどもへの支援等、個々の問題について条例で設置することも考えられ、実際に先行している自治体においてそのような規定が置かれているところが多い。

しかし、条例案は、第１章「総則」、第２章「権利の主体」、第３章「こどもの権利」、第４章「役割」、第５章「施策の推進」、第６章「こども政策審議会」、第７章「雑則」しか規定しておらず、上記のような個々の問題についての規定が全くない。市としての、子どもの権利保障のための具体的取組み、姿勢が全く見えない。

13　事業者の責務

本条例において、事業者の役割や責務についての規定がない。

しかし、広く市民全体でこどもの権利保障に取り組むためには、事業者の責務も重要である。労働者がこどもと接する時間を十分に確保したり、子育てをするに十分な賃金

を保障するなど、労働条件の整備が不可欠であり、このような事業者の責務を別途規定することが望ましい。

14　実施状況の評価検証

こどもの権利保障のための施策を円滑に行うためには、計画性を持って施策を実施することが必要である。そして、その計画による施策の実施状況の公表、こどもの権利保障のための施策の実施状況、市におけるこどもの権利の状況等について、専門機関が評価、検証すること、当該専門機関が調査、研究、提言を行うことなどについても条例上規定すべきである。

15　予算確保

予算があってこそ、事業が実施できるのであり、条例に基づく施策の実施にあたり、予算の確保は重要である。こどもの権利保障のための施策の実現のために、条例上、予算確保義務を課すことが望ましいが、本条例にはその規定がない。

以　上